

年金記録の訂正手続きに係る地方厚生(支)局 担当者会議について

(令和3年12月20日第9回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料より抜粋

(P11を除く))

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 令和2年度の受付状況

- 令和2年度の訂正請求の受付件数は5,294件であり、前年度同期(平成31年4月から令和2年3月まで)に比べて、729件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金4,998件(前年度同期比782件増)、国民年金276件(同44件減)、脱退手当金20件(同9件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が94%となっている。

② 令和3年度上期の受付状況

- 令和3年度上期(令和3年4月から同年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は2,995件であり、前年度同期に比べて、748件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金2,871件(前年度同期比785件増)、国民年金119件(同31件減)、脱退手当金5件(同6件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度上期 (速報値)	
厚生年金	7,368	(86.5%)	4,818	(91.0%)	4,206	(91.0%)	3,061	(89.4%)	4,216	(92.4%)	4,998	(94.4%)	2,871	(95.9%)
(個別請求)	3,902	(45.8%)	2,214	(41.8%)	1,620	(35.1%)	931	(27.2%)	1,678	(36.8%)	1,244	(23.5%)	724	(24.2%)
(一括請求)	3,466	(40.7%)	2,604	(49.2%)	2,586	(56.0%)	2,130	(62.2%)	2,538	(55.6%)	3,754	(70.9%)	2,147	(71.7%)
国民年金	1,060	(12.4%)	435	(8.2%)	373	(8.1%)	336	(9.8%)	320	(7.0%)	276	(5.2%)	119	(4.0%)
脱退手当金	88	(1.0%)	39	(0.7%)	42	(0.9%)	28	(0.8%)	29	(0.6%)	20	(0.4%)	5	(0.2%)
合計	8,516	(100.0%)	5,292	(100.0%)	4,621	(100.0%)	3,425	(100.0%)	4,565	(100.0%)	5,294	(100.0%)	2,995	(100.0%)

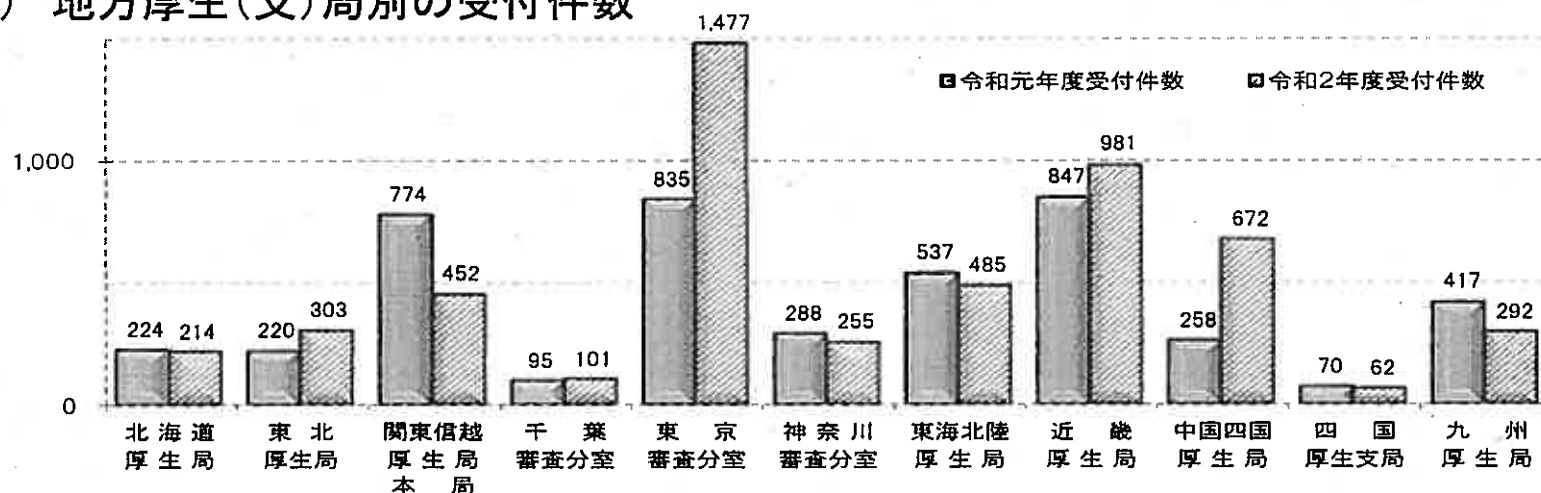
(件)

- ・厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

(3) 地方厚生(支)局別の受付件数



I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	平成30年度						令和元年度						令和2年度						令和3年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金	共済手当金	合計	厚生年金			国民年金	共済手当金	合計	厚生年金			国民年金	共済手当金	合計	厚生年金			国民年金	共済手当金	合計
	個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計			
	個別請求	一括請求	計	国民年金	共済手当金	合計	個別請求	一括請求	計	国民年金	共済手当金	合計	個別請求	一括請求	計	国民年金	共済手当金	合計	個別請求	一括請求	計	国民年金	共済手当金	合計
厚生局処理事案	716	64	780	310	29	1,119	766	84	850	249	24	1,123	815	128	943	241	23	1,207	403	53	456	123	6	585
訂正決定	390	62	452	43	2	497	490	83	573	21	2	596	544	125	669	24	2	695	271	53	324	17	0	341
（全期間訂正）	309	62	371	30	2	403	408	82	490	10	2	502	442	125	567	20	2	589	219	51	270	10	0	280
（一部期間訂正）	81	0	81	13	0	94	82	1	83	11	0	94	102	0	102	4	0	106	52	2	54	7	0	61
不訂正決定	323	2	325	266	27	618	276	1	277	225	22	524	269	3	272	217	19	508	132	0	132	106	6	244
請求却下	3	0	3	1	0	4	0	0	0	3	0	3	2	0	2	0	2	4	0	0	0	0	0	0
機構処理事案	217	1,919	2,136	8	0	2,144	407	2,271	2,678	8	0	2,686	415	3,102	3,517	3	0	3,520	239	2,185	2,424	0	0	2,424
処理事案合計	933	1,983	2,916	318	29	3,263	1,173	2,355	3,528	257	24	3,809	1,230	3,230	4,460	244	23	4,727	642	2,238	2,880	123	6	3,009
訂正請求の取下げ等	115	104	219	41	2	262	145	52	197	29	2	228	156	97	253	30	3	286	85	78	163	16	1	180

【参考】			
機構処理事案 (一部期間訂正)	32	13	45

45	19	64

69	13	82

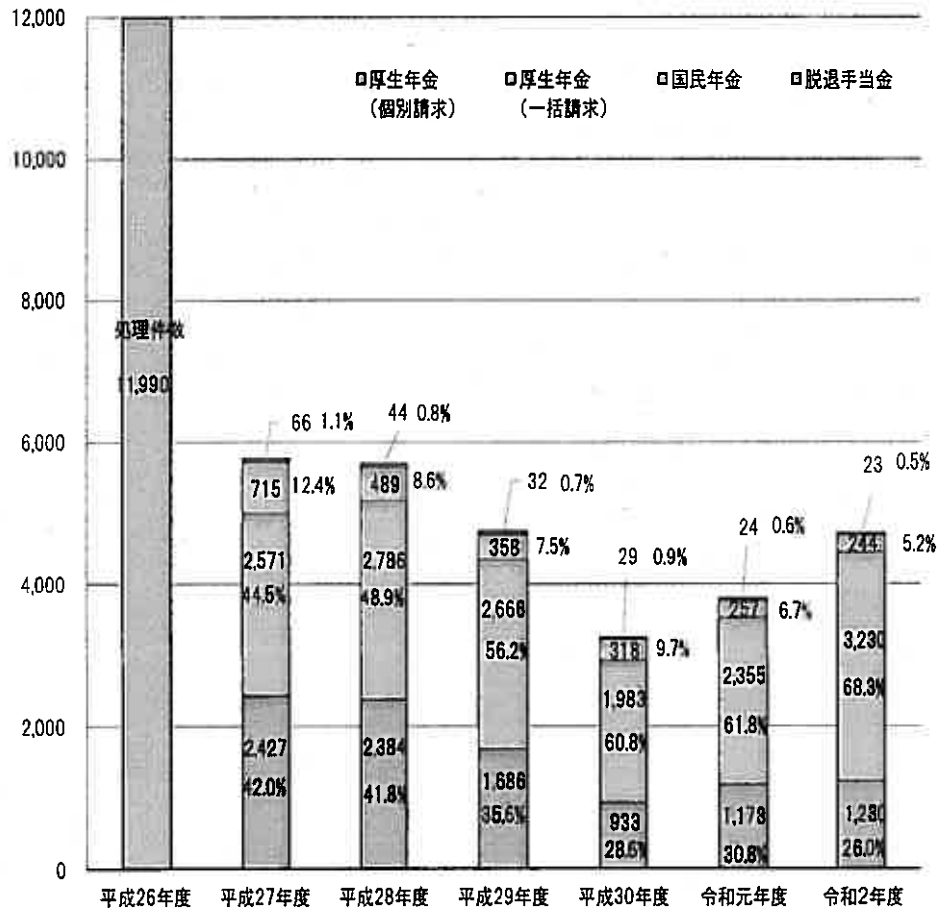
- ・ 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- ・ 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- ・ 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- ・ 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- ・ 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- ・ 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

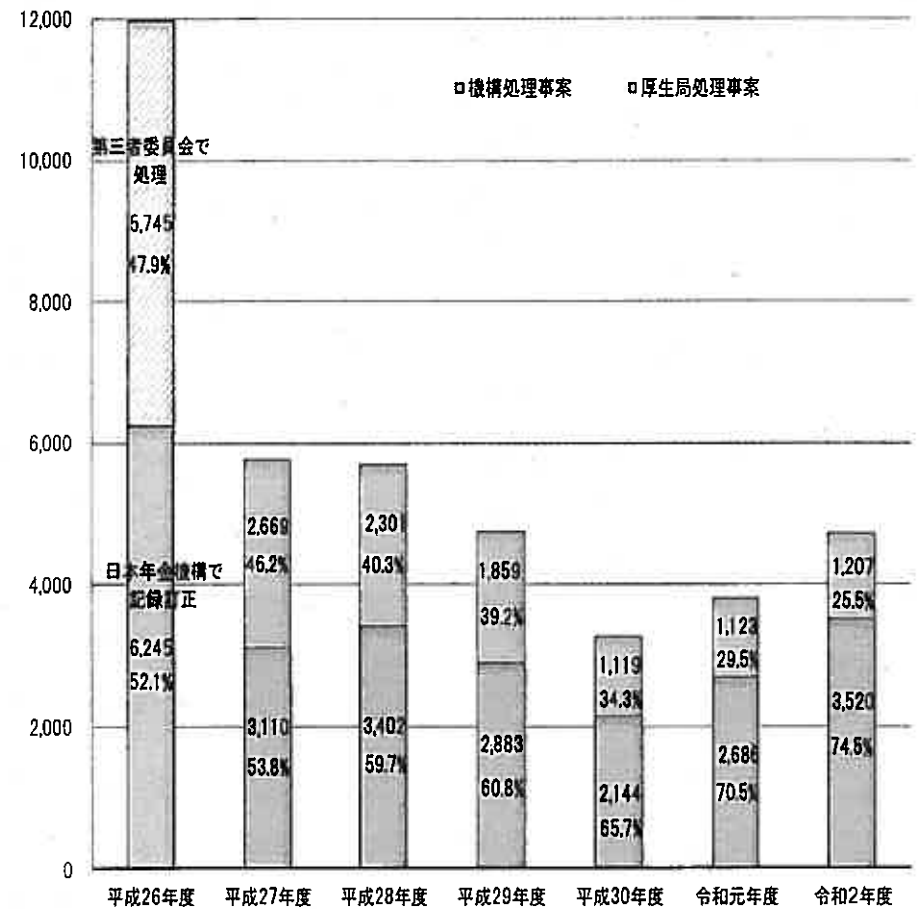
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



II 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

事案類型	令和元年度		令和2年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	1,941	(100.0%)	2,363	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,220	(62.9%)	1,603	(67.8%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	509	(26.2%)	499	(21.1%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	197	(10.1%)	261	(11.0%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	15	(0.8%)	0	(0.0%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	416	(100.0%)	395	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	387	(93.0%)	358	(90.6%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	24	(5.8%)	21	(5.3%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	5	(1.2%)	16	(4.1%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	24	(100.0%)	22	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	22	(91.7%)	21	(95.5%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	2	(8.3%)	1	(4.5%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合計	2,381		2,780		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

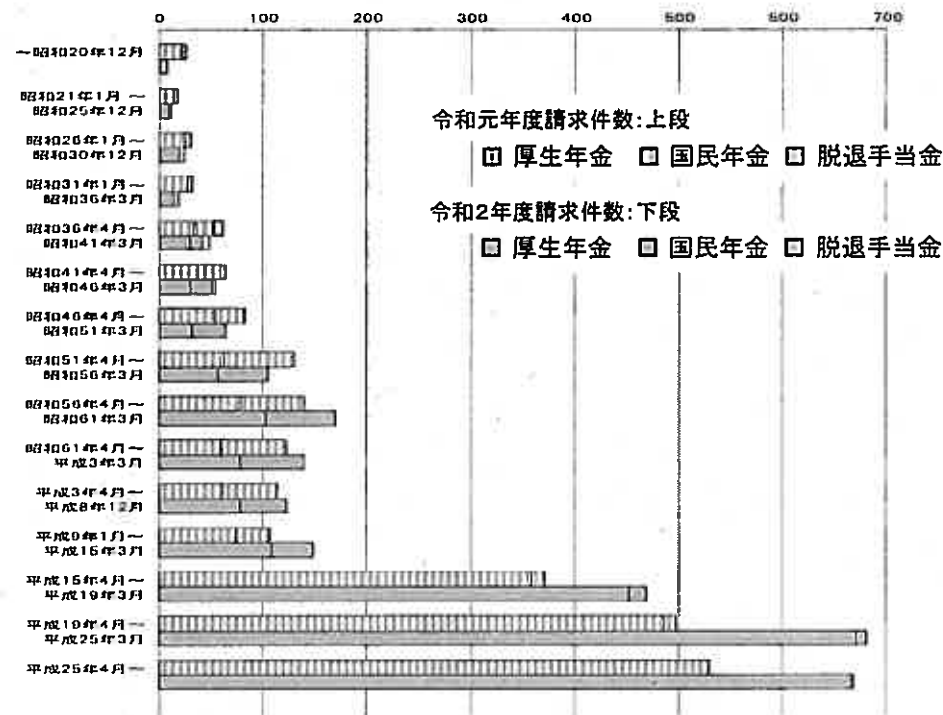
2 事案類型・請求期間の状況

(2) 請求期間(時期)別

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降	以前				
	～昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月	～昭和20年12月	7	0	0	7
昭和21年1月	～昭和25年12月	9	0	3	12
昭和26年1月	～昭和30年12月	20	0	4	24
昭和31年1月	～昭和36年3月	14	0	5	19
昭和36年4月	～昭和41年3月	30	12	6	48
昭和41年4月	～昭和46年3月	30	22	3	55
昭和46年4月	～昭和51年3月	32	33	0	65
昭和51年4月	～昭和56年3月	57	47	1	105
昭和56年4月	～昭和61年3月	103	66	0	169
昭和61年4月	～平成3年3月	79	60	0	139
平成3年4月	～平成8年12月	78	45	0	123
平成9年1月	～平成15年3月	108	40	0	148
平成15年4月	～平成19年3月	453	17	0	470
平成19年4月	～平成25年3月	671	10	0	681
平成25年4月	～	667	2	0	669
不明		0	0	0	0
合計		2,358	354	22	2,734

注1 令和2年度の厚生局処理事案の請求件数である。
 2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

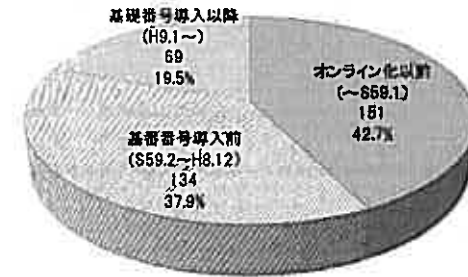
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



I 訂正請求の受付・処理状況

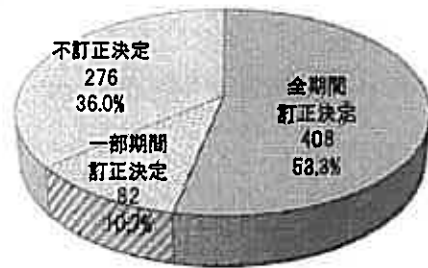
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

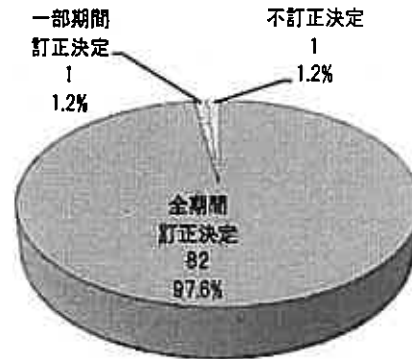
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈令和元年度〉

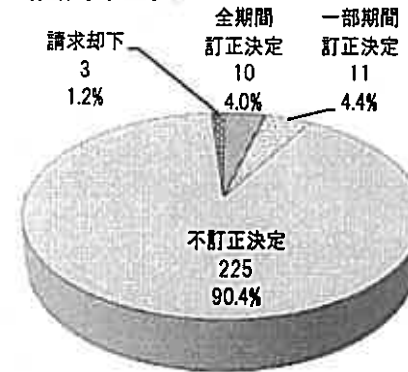
〔厚生年金(個別請求)〕



〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

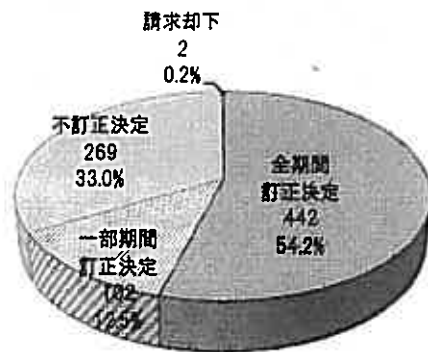


〔脱退手当金〕

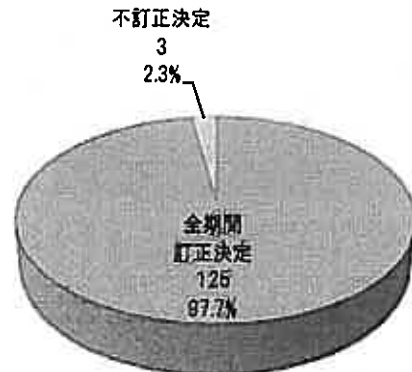


〈令和2年度〉

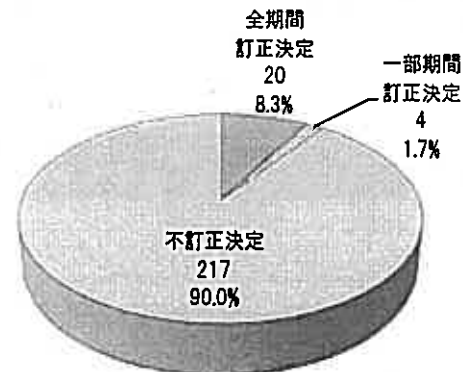
〔厚生年金(個別請求)〕



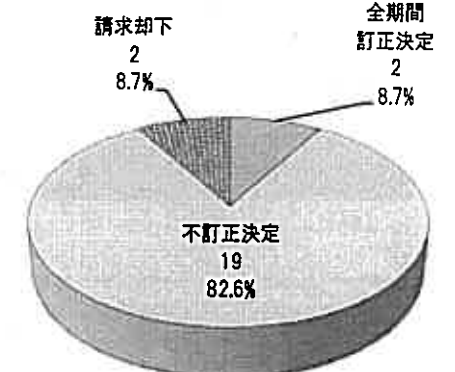
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



II 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

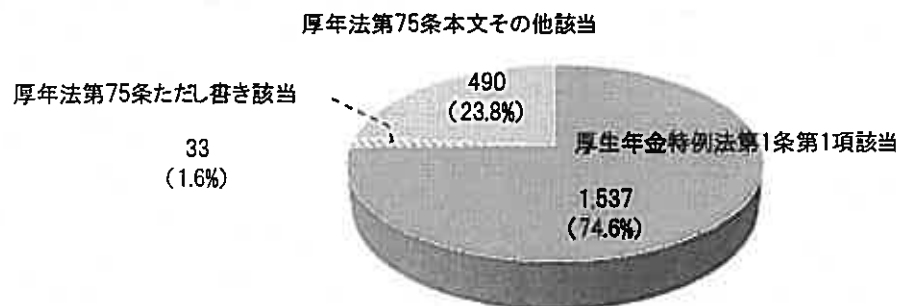
(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	146	80	226	1,311	0	1,311	1,457	80	1,537
厚年法第75条ただし書き該当	14	16	30	3	0	3	17	16	33
厚年法第75条本文その他該当	77	86	163	327	0	327	404	86	490
合 計	237	182	419	1,641	0	1,641	1,878	182	2,060

注1 厚生年金事案に係る令和2年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

注2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



厚生年金の適用法の内容

- ① 厚生年金特例法第1条第1項該当
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
- ② 厚年法第75条ただし書き該当
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
- ③ 厚年法第75条本文その他該当
①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

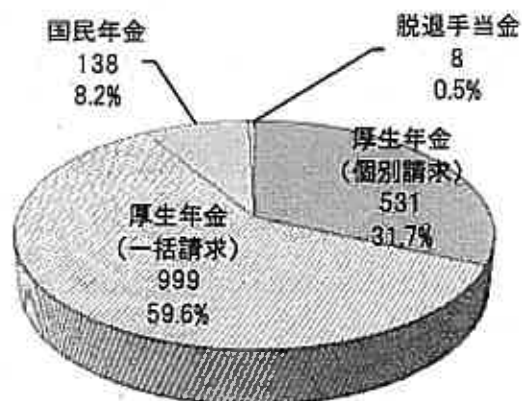
I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理中事案の状況

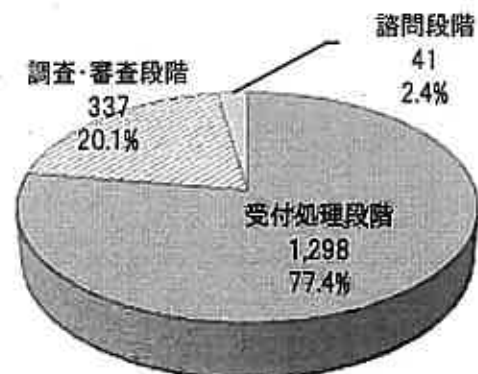
○ 処理中事案件数(令和2年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 令和元年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	11,587	17,080	28,667	2,800	246	31,713	26,419
② 処理件数	9,822	15,584	25,406	2,381	218	28,005	23,280
③ 請求取下げ等の累計	1,234	497	1,731	281	20	2,032	1,746
処理中事案件数 (① - (② + ③))	531	999	1,530	138	8	1,676	1,393
日本年金機構の受付処理段階	265	985	1,250	42	6	1,298	1,029
地方厚生(支)局の調査・審査段階	237	11	248	87	2	337	310
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	29	3	32	9	0	41	54
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和2年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(1)	(2)	(6)	(2)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)	(35)
部会開催回数	19	40	75	28	106	38	38	69	27	10	42	492
審議件数	59	92	145	51	210	100	121	241	58	16	131	1,224
厚生年金	47	80	109	35	151	81	87	202	45	9	111	957
国民年金	11	11	33	16	56	16	31	36	11	6	17	244
脱退手当金	1	1	3	0	3	3	3	3	2	1	3	23

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(令和2年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
厚生年金	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
国民年金	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

近畿厚生局における処理期間の状況（令和2年度、令和3年度）

処理日数別の処理件数、平均日数及び最長日数

		令和2年度	令和3年度
総 数	103日以内(標準処理期間)	60 件	30 件
	104日 ~ 150日	70 件	45 件
	151日 ~ 190日	67 件	37 件
	191日 ~ 210日	15 件	19 件
	211日以上	47 件	49 件
	計	259 件	180 件
平 均 日 数		162.8 日	172.3 日
国民年金	103日以内(標準処理期間)	2 件	7 件
	104日 ~ 150日	14 件	11 件
	151日 ~ 190日	15 件	9 件
	191日 ~ 210日	3 件	3 件
	211日以上	3 件	12 件
	計	37 件	42 件
平 均 日 数		159.8 日	171.1 日
厚生年金	103日以内(標準処理期間)	58 件	23 件
	104日 ~ 150日	56 件	34 件
	151日 ~ 190日	52 件	28 件
	191日 ~ 210日	12 件	16 件
	211日以上	44 件	37 件
	計	222 件	138 件
平 均 日 数		163.3 日	172.2 日

※ 処理期間は、地方厚生局への送付年月日の翌日～地方厚生局の決定通知書送付年月日の日数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度上期 (令和3年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	後遺障害年金	計	厚生年金	国民年金	後遺障害年金	計	厚生年金	国民年金	後遺障害年金	計	厚生年金	国民年金	後遺障害年金	計	厚生年金	国民年金	後遺障害年金	計	厚生年金	国民年金	後遺障害年金	計	厚生年金	国民年金	後遺障害年金	計
	受付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77	24	27	5	56	16	13	0
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141	34	24	3	61	12	12	5	29
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134	28	24	3	55	10	12	4	26
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6	5	0	0	5	2	0	0	2
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (②+③+④) 注1)	43	13	7	63
② 令和元年度までの提訴	33	10	6	49
③ 令和2年度における提訴	9	2	1	12
④ 令和3年度上期における提訴	1	1	0	2
事案類型	・被保険者期間 28件 ・標準報酬月額 14件 ・その他 3件 ※重複事案あり	・納付記録 13件	・全期間 6件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分取消	30 ※	9	4 ※	43
原処分及び裁決取消	9	3	3 ※	15
裁決取消	1	0	0	1
その他	3	1	0	4

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、令和元年度までに提訴された訴訟事件と令和2年4月1日から令和3年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 厚生年金3件及び脱退手当金2件は、年金の給付等についても請求している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	29	8	6	43
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	23	8	6	37
審査請求なし	14	5	1	20

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

(3) 判決・係争の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数 注2)	24	9	3	36
⑥ 取下げ件数 注3)	4	0	1	5
令和3年度上期末時点において係争中 (①-⑤+⑥) 注4)	15	4	3	22

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和3年度上期末時点において係争中」は、令和3年度上期末(令和3年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。